

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 6 年 3 月 12 日 (火曜日)

定期 第 493 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
<b>○規則</b>	
神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則 (環境農政・脱炭素戦略本部室)	211
神奈川県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則 (環境農政・水産課)	212
<b>○告示</b>	
事業活動温暖化対策指針の一部改正 (環境農政・脱炭素戦略本部室)	212
解除予定保安林にする旨の通知 (環境農政・水源環境保全課)	212
保安林の解除予定 (県西地域県政総合センター)	213
家畜伝染病等の検査の実施 (10件) (環境農政・畜産課)	213
家畜伝染病の予防注射の実施 (環境農政・畜産課)	218
市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可 (県土整備・都市整備課)	218
道路の区域変更 (県土整備・道路管理課)	219
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (県土整備・砂防課)	219
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防課)	220
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防課)	220
<b>○公告</b>	
土地改良区役員就退任届出 (県央地域県政総合センター)	221
都市計画の図書の写しの縦覧 (県土整備・都市計画課)	221
開発行為に関する工事の完了 (県西土木事務所)	222
<b>○入札公告</b>	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (会計・調達課)	222
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (2 件) (警察・会計課)	224

特定調達契約に係る入札公告は、県公報に掲載します。そのほかの入札公告は、各発注機関が、かながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステム、県のホームページ等に掲載します。

## 規 則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 12 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 9 号

### 神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則 (平成 21 年神奈川県規則第 73 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 項第 4 号中「統計法第 28 条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件 (平成 25 年総務省告示第 405 号)」を「統計法第 28 条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件 (令和 5 年総務省告示第 256 号)」に改める。

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部一、二〇六円 (消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜 (〇四五) 二二〇一一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一一五一一七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜 (〇四五) 五七一三三〇八

第 1 号様式中備考 3 を削り、備考 4 を備考 3 とし、備考 5 から備考 8 までを 1 ずつ繰り上げる。

第 3 号様式中備考 3 を削り、備考 4 を備考 3 とし、備考 5 から備考 7 までを 1 ずつ繰り上げる。

第 5 号様式中備考 3 を削り、備考 4 を備考 3 とする。

第 7 号様式中備考 3 を削り、備考 4 を備考 3 とし、備考 5 から備考 7 までを 1 ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 7 項第 4 号の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第10号

#### 神奈川県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

神奈川県遊漁船業者登録簿閲覧規則（平成15年神奈川県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条」を「第 9 条」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

### 告 示

#### 神奈川県告示第111号

事業活動温暖化対策指針（平成21年神奈川県告示第550号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

4 の項(6)中「として 3 年間、4 年間又は 5 年間」を「として 1 年間又は 4 年間」に改め、同項(6)ただし書中「、特定大規模事業者が別に定めた地球温暖化対策に関する計画を現に実施しており、その計画期間が 3 年未満で終了するなど」を削り、「3 年間、4 年間又は 5 年間」を「1 年間又は 4 年間」に、「経過措置として 1 年間又は 2 年間」を「2 年間又は 3 年間」に改める。

#### 神奈川県告示第112号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林を解除予定保安林にする旨の通知があった。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 解除予定保安林の所在場所  
鎌倉市材木座 6-849 の 4（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由  
公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び鎌倉市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

### 神奈川県告示第113号

次のように保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年3月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 解除予定保安林の所在場所  
南足柄市矢倉沢字櫻尾2,690の1・字金時2,716の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び南足柄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 神奈川県告示第114号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ症の検査を次のとおり実施する。

令和6年3月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 実施の目的  
牛のブルセラ症の発生予防のため
- 実施する区域  
神奈川県全域
- 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
- 実施の期日  
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 検査の方法  
血清検査及び臨床検査による。
- その他  
検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

### 神奈川県告示第115号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛の結核の検査を次のとおり実施する。

令和6年3月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 実施の目的  
牛の結核の発生予防のため

- 2 実施する区域  
神奈川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
- 4 実施の期日  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法  
ツベルクリン検査及び臨床検査による。
- 6 その他  
検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

### 神奈川県告示第116号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、牛のヨーネ病の検査を次のとおり実施する。

令和 6 年 3 月12 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 実施の目的  
牛のヨーネ病の発生予防のため
- 2 実施する区域  
神奈川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
次に掲げる牛について行う。
  - (1) 次の区域内において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛  
横浜市（戸塚区、栄区、泉区及び瀬谷区の区域に限る。）、相模原市（緑区相原、相原 1 丁目から 6 丁目まで、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本、二本松、橋本、橋本台、東橋本及び元橋本町、中央区並びに南区の区域を除く区域に限る。）、藤沢市、小田原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、足柄上郡大井町、山北町及び開成町並びに足柄下郡箱根町、真鶴町及び湯河原町の区域
  - (2) (1)の区域内において、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
  - (3) (1)又は(2)に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛
  - (4) (1)の区域内において、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
  - (5) 改良増殖の用に供し、又は供する目的で輸入した牛のうち検査終了後 1 年を経過していないもの
  - (6) その他家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
- 4 実施の期日  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第 1 の検査の方法による。
- 6 その他
  - (1) 検査対象の牛のうち、家畜保健衛生所長が認めた場合は、検査を省略することができる。
  - (2) 検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

### 神奈川県告示第117号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、牛の伝達性海綿状脳症の検査を次のとおり実施する。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

2 実施する区域

神奈川県全域

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

次に掲げる牛の死体について行う。

- (1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第 6 条第 1 項に規定する届出の対象となる牛の死体（同条第 2 項ただし書に該当する場合を除く。）
- (2) その他家畜保健衛生所長が必要と認めた牛の死体

4 実施の期日

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第 1 の検査の方法による。

6 その他

検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

---

#### 神奈川県告示第118号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の検査を次のとおり実施する。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

2 実施する区域

神奈川県全域

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊及び山羊の死体（家畜保健衛生所長が認めたものを除く。）

4 実施の期日

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第 1 の検査の方法による。

6 その他

検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

---

#### 神奈川県告示第119号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、鶏の家きんサルモネラ症（サルモネ

ラ・プローラムによるものに限る。以下同じ。)、ニューカッスル病及び鳥マイコプラズマ症 (マイコプラズマ・ガリセプチカムによるものに限る。以下同じ。) の検査を次のとおり実施する。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 実施の目的  
鶏の家きんサルモネラ症、ニューカッスル病及び鳥マイコプラズマ症の発生予防のため
- 2 実施する区域  
神奈川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
種卵採取を目的として飼育している鶏であって、家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- 4 実施の期日  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法  
血清検査及び臨床検査による。
- 6 その他  
検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

#### 神奈川県告示第120号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第 5 条第 1 項の規定により、蜜蜂の腐そ病の検査を次のとおり実施する。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 実施の目的  
蜜蜂の腐そ病の発生予防のため
- 2 実施する区域  
神奈川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
次に掲げる蜂群について行う。
  - (1) 次の区域内において、飼育している蜂群  
横浜市、小田原市、茅ヶ崎市、足柄上郡中井町、松田町及び開成町並びに足柄下郡真鶴町
  - (2) その他家畜保健衛生所長が必要と認めた蜂群
- 4 実施の期日  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法  
臨床検査及び必要に応じて行う細菌検査による。
- 6 その他
  - (1) 検査対象の蜂群のうち、家畜保健衛生所長が認めた蜂群は、検査を省略することができる。
  - (2) 検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

#### 神奈川県告示第121号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第 5 条第 1 項の規定により、豚のオーエスキー病の検査を次のと

おり実施する。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生予防のため

2 実施する区域

神奈川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

4 実施の期日

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

血清検査及び臨床検査による。

6 その他

検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

---

**神奈川県告示第122号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査を次のとおり実施する。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

2 実施する区域

神奈川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた家きん

4 実施の期日

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

血清検査及び臨床検査による。

6 その他

検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

---

**神奈川県告示第123号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、牛のアカバネ病の検査を次のとおり実施する。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

- 2 実施する区域  
神奈川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
- 4 実施の期日  
令和 6 年 6 月 1 日から同年11月30日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法  
血清検査及び臨床検査による。
- 6 その他  
検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

#### 神奈川県告示第124号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 6 条第 1 項の規定により、豚熱の予防注射を次のとおり実施する。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 実施の目的  
豚熱発生予防のため
- 2 実施する区域  
神奈川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
- 4 実施の期日  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 注射の方法  
皮下注射又は筋肉内注射
- 6 その他  
予防注射の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

#### 神奈川県告示第125号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第 1 項の規定により、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 組合の名称  
若松町 1 丁目地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
令和 4 年10月28日から令和11年 3 月31日まで
- 3 施行地区  
横須賀市若松町一丁目 5 番 1 から 5 番 7 まで、6 番 1、6 番 5 から 6 番 7 まで及び 7 番 1 から 7 番 8 まで並びに無番（3・4・4 号大滝上町線の一部、市道558号線の一部、市道559号線の一部及び市道571号線の一



部)

## 4 事務所の所在地

横須賀市若松町三丁目 5 番地

## 5 設立認可の年月日

令和 4 年10月28日

## 6 事業施行期間に係る変更の内容

変更事項	変更前	変更後
事業施行期間	令和 4 年10月28日から令和11年 3 月31日 まで	令和 4 年10月28日から令和12年12月31日 まで

## 7 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和 6 年 3 月12日

## 神奈川県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所において、令和 6 年 3 月12日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 1 道路の種類

県道

## 2 路線名

相模原愛川

## 3 道路の区域

区間	旧新 の別	敷地の幅員	敷地の延長
愛甲郡愛川町半原字下新久1,910番 2 から	旧	7.2メートルから	240メートル
同 1,910番 2 地先まで		8.5メートルまで	
同	新	8.0メートルから 12.6メートルまで	同

## 神奈川県告示第127号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 1 区域の名称

原町A地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第 1 号と第 2 号を三浦市道1,016号に沿って結んだ線、標柱第 2 号から第 7 号までを順次結んだ線及び標柱第 7 号と第 1 号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第 1 号	三浦市原町618番 4
第 2 号	同 618番 1
第 3 号	同
第 4 号	同
第 5 号	同 614番 1
第 6 号	同 609番
第 7 号	同 613番 1

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。)

#### 神奈川県告示第128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山居沢	秦野市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	山居沢	秦野市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県平塚土木事務所において一般の縦覧に供する。)

#### 神奈川県告示第129号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山居沢	秦野市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	山居沢	秦野市の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県平塚土木事務所に  
おいて一般の縦覧に供する。)

## 公 告

相模川磯部堰土地改良区連合から次のとおり役員が退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住所	氏名
理事	海老名市大谷南 2 - 9 の29	児島晴夫
同	平塚市大神 2 - 3 の31	小川雅彦
同	座間市四ツ谷1, 252	若菜成之
同	平塚市下島880	佐藤光夫
同	相模原市南区新戸1, 206	西山和秀
同	伊勢原市岡崎5, 250	二見雅夫
監事	厚木市酒井1, 098	石綿勝彦
同	高座郡寒川町小谷 4 - 1 の54	深瀬仁志
同	厚木市妻田西 1 - 27の19	土屋寿美

就任した役員の住所及び氏名

役員の別	住所	氏名
理事	海老名市大谷南 2 - 9 の29	児島晴夫
同	平塚市大神 2 - 3 の31	小川雅彦
同	座間市四ツ谷1, 252	若菜成之
同	平塚市下島880	佐藤光夫
同	相模原市南区新戸1, 206	西山和秀
同	伊勢原市岡崎5, 250	二見雅夫
監事	厚木市酒井1, 098	石綿勝彦
同	高座郡寒川町小谷 4 - 1 の54	深瀬仁志
同	厚木市妻田西 1 - 27の19	土屋寿美

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により横浜市長から都市計画の図  
書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### 1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画下水道横浜公共下水道

## 2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県西土木事務所長 福 島 温

開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡中井町久所字栈敷場423の1の一部及び425の1ほか3筆
開発区域の面積	990.51平方メートル
開発許可を受けた者の住所	足柄上郡中井町田中994
開発許可を受けた者の氏名	金子 貴司
開発許可年月日及び許可番号	令和4年11月22日 神奈川県指令西土第610033号

## 入 札 公 告

### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 1 調達内容

### (1) 借入物品の名称及び数量

モービルマッピングシステムの借入れ 仕様書のとおり

### (2) 借入期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

### (3) 借入場所

警察本部交通部交通捜査課

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「物件の借入れ」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

### ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎1階 電話（045）210-6721）

### イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システム

の入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和6年4月10日(水)正午

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階 神奈川県会計局調達課調達グループ 須永 真友 電話(045)210-6717

なお、入札説明書は、(2)の期間中、かながわ電子入札共同システムで公表しますので、ダウンロードにより入手することもできます。

(2) 入札説明書の交付期間

令和6年3月12日(火)から同年4月9日(火)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和6年4月10日(水)正午までに3の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎1階 神奈川県会計局調達課調達グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

(1) 入札期間

令和6年4月22日(月)午後1時から同月25日(木)午後1時まで

(2) 開札日時

令和6年4月26日(金)午前8時30分

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和6年4月25日(木)午後1時までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 契約の締結

契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を変更し、又は解除します。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 8 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be leased : Mobile mapping system lease and maintenance

(2) Time limit of tender : 1 : 00 p.m., April 25, 2024

(3) Contact point for the notice : Procurement Division of the Accounting Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-6717

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 1 調達内容

(1) 件名

情報管理システム運用保守等業務

(2) 業務内容及び契約の条件等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書によります。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「情報処理業務委託」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること又は情報セキュリティ実施基準である「J I S Q27001」若しくは「I S O / I E C 27001」の国際規格の認証を取得していること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中央区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 6 年 3 月14日(木)午後 5 時15分

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8403 横浜市中区海岸通 2-4 神奈川県警察本部 8 階 神奈川県警察本部総務部会計課  
調達係 大宅 智晶 電話 (045) 211-1212 内線2248

なお、入札説明書は、(2)の期間中、かながわ電子入札共同システムで公表しますので、ダウンロードにより入手することもできます。

(2) 入札説明書の交付期間

令和 6 年 3 月12日(火)から同月14日(木)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書に記載する必要な書類を令和 6 年 3 月14日(木)午後 5 時15分までにかながわ電子入札共同システム又は持参により 3 の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県警察本部 8 階 神奈川県警察本部総務部会計課調達係において、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

(1) 入札期間

令和 6 年 3 月22日(金)午前 8 時30分から同月25日(月)午後 5 時15分まで

(2) 開札日時

令和 6 年 3 月26日(火)午前10時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 6 年 3 月25日(月)午後 5 時15分までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 契約の締結

契約の締結は、令和 6 年 4 月 1 日以後に行います。また、令和 6 年度当初予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を締結しないことがあります。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第 1 項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 8 Summary

- (1) The nature and quantity of the services to be required: Commission of information management system operation and maintenance, etc.
- (2) Time limit of tender: 5:15 p.m. March 25, 2024
- (3) Contact point for the notice: Tomoaki Oya, Finance Division, Kanagawa Prefectural Police Headquarters, Kaigan-Dori 2-4, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8403 Japan, Tel (045) 211-1212 ext. 2248

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 6 年 3 月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 1 調達内容

- (1) 件名  
プログラム保守及び改修業務（職員情報、共通情報、給与等計算）
- (2) 業務内容及び契約の条件等  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで
- (4) 履行場所  
入札説明書及び仕様書によります。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「情報処理業務委託」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

### ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721）

### イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

### ウ 申請期限

令和 6 年 3 月14日(木)午後 5 時15分



## エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

## 3 入札説明書の交付場所等

## (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8403 横浜市中区海岸通2-4 神奈川県警察本部8階 神奈川県警察本部総務部会計課  
調達係 大宅 智晶 電話(045)211-1212 内線2248

なお、入札説明書は、(2)の期間中、かながわ電子入札共同システムで公表しますので、ダウンロードにより入手することもできます。

## (2) 入札説明書の交付期間

令和6年3月12日(火)から同月14日(木)まで

## 4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和6年3月14日(木)午後5時15分までにか  
ながわ電子入札共同システム又は持参により3の(1)の場所に提出してください。

## 5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県警察本部8階 神奈川県警察本部総務部会計課調達係において、かながわ電子入札  
共同システムにより入開札を行います。

## (1) 入札期間

令和6年3月22日(金)午前8時30分から同月25日(月)午後5時15分まで

## (2) 開札日時

令和6年3月26日(火)午前10時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和6年3月25日(月)午後5時15分までに到着するよう3の  
(1)の場所に入札書を郵送してください。

## 6 契約の締結

契約の締結は、令和6年4月1日以後に行います。また、令和6年度当初予算について契約に係る経費を  
減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を締結しないことがあります。

## 7 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除

## (3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

## (4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって  
有効な入札を行った者を落札者とします。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 8 Summary

(1) The nature and quantity of the services to be required: Program maintenance and odification  
operations (Employee information, common information, calculation including salary)

(2) Time limit of tender : 5 : 15 p.m. March 25, 2024

(3) Contact point for the notice : Tomoaki Oya, Finance Division, Kanagawa Prefectural Police Headquarters, Kaigan-Dori 2-4, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8403 Japan, Tel (045) 211-1212 ext.2248